

## 下限面積（別段の面積）の設定について

農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

武雄市農業委員会では、平成25年10月農業委員会総会において別段面積設定の必要性について審議しましたので、公表します。

### 【方針】

設定地域は武雄市内の区域とし、下限面積は50aとする。

### 【理由】

#### (1) 農地法施行規則第17条第1項

武雄市では、自然的経済的条件から見て、同一地域と認められる。

40aでは耕作者の40%を下回る可能性がある。

#### (2) 農地法施行規則第17条第2項

新規就農を促進するうえで、適当な面積と認められる。

平成24年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は1.55%と低い状況である